

宮古福祉事務所概要

令和4年度

ふだんのくらしのしあわせ



沖縄県宮古福祉事務所

はじめに

皆様方のご協力によりまして、令和4年度の事業を無事終了し所報をお届けすることができますことを心より感謝申し上げます。

発刊にあたり、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、令和4年度の宮古福祉事務所の主な活動をご紹介します。

総務係においては、各事業の歳入・歳出事務を担い、適正なる事務を遂行しております。

特に母子父子寡婦福祉資金貸付・償還業務については、担当職員及び母子協力員との連携を図るとともに強化月間、計画的な償還指導を継続的に実施しました。

福祉班においては、児童福祉行政（入所事務・公立保育所）指導監査や、介護保険事業所及び障害者福祉サービス事業所の実地指導を行いました。またDV対策として、市村、裁判所、警察等各関係機関との連携を密にし、きめ細やかな相談体制や迅速な緊急一時保護等の支援体制づくりを推進しながら対応しています。

加えて、宮古島市および多良間村にて、発達障害児（者）について支援者の理解促進を図るため、沖縄県発達障害者支援センターと連携し、発達障害児（者）の保護者や支援者向けの研修会や新サポートノートえいぶる研修会を開催し、また、ペアレント・プログラムを対面で全6回実施しました。宮古圏域障害者自立支援連絡会議に設置された相談支援部会及び療育・教育部会においては、各関係機関との支援体制の強化を図り、宮古圏域の課題解決に向けての協議を継続的に実施するとともに沖縄県アドバイザー連絡会との共催による障害者相談支援従事者等研修会も開催しております。

生活保護関連業務については、被保護者健康管理支援事業が必須事業となり、当所においても令和3年度から管轄の多良間村で本格的に開始しております。新たに被保護者健康管理支援事業連携会議を設置し、当会議では被保護者に関する情報の共有や個々の被保護者が抱える健康上の課題に対する専門的知見からの検討、事業の推進に必要な諸々の事項の決定等を行っております。今後も被保護者及び生活困窮者等への支援を充実させるべく、関係機関との連携強化に努めます。

また多良間村自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会及び民生委員・児童委員協議会の支援体制づくりも進めております。

平成29年度より、中央児童相談所宮古分室が宮古合同庁舎内に宮古福祉事務所と併設されました。宮古圏域の児童虐待防止等への理解と関心が高まり、DV対策等とも合わせ関係機関との連携がより一層重要となっております。宮古島市・多良間村をはじめ各関係機関等との連携を図り、児童福祉に係る宮古圏域での支援体制構築に向けて、さらに取り組んでいく所存です。

その他にも様々な事業・業務を実施しましたので、本所報の各ページをご覧ください。

今後も関係者の皆様のご協力をいただき、心豊かで、安全・安心に暮らせる宮古地域の実現に向けて、職員一同精進してまいりますので今後とも関係各位のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和5年11月

所長 宮城 石

目 次

I 総説

1 宮古福祉事務所管内図	1
2 沿革	2
3 歴代所属長	4
4 組織図及び業務内容	5
5 庁舎案内図	7
6 令和4年度歳入・歳出状況	8
7 所内業務案内	10

II 業務概要

福祉事務所の業務概要	11
1 生活保護	13
2 介護保険	16
3 障害者福祉	19
4 母子及び父子並びに寡婦福祉	23
5 児童福祉	27
6 地域福祉	29
7 配偶者暴力相談支援	31
8 生活困窮者自立支援	32

III 資料編

1 市町村別人口の推移	34
2 市村別人口の構成	34
3 宮古地域の高齢者の概況	35
4 児童人口	35